

変動型最低制限価格制度の試行適用（令和7年4月以降）について（お知らせ）

本市の建設工事の入札では、これまで予定価格5,000万円未満には固定型最低制限価格制度を、5,000万円以上には低入札価格調査制度を適用していましたが、近年の材料費・人件費の高騰など日々変化する社会情勢への対応や入札参加者の事務負担軽減を目的として、下記のとおり、令和7年4月から建設工事入札全価格帯に変動型最低制限価格制度を試行適用します。

記

1. 変動型最低制限価格制度の概要

(1) 対象

予定価格130万円を超える、建設工事の制限付一般競争入札

ただし、執行予定総額130万円を超える単価契約の工事については、従来の低入札価格調査制度を適用します。

(2) 低入札価格調査に係る提出書類の削減について

これまで低入札価格調査時に提出いただいていた入札者に係る事項、工事費内訳書、下請け業者・材料費の見積書など2部セットの書類は不要となります。

ただし、変動型最低制限価格制度での低入札基準価格を下回った落札候補者には、工事の品質確保、安全対策及び下請け業者等への法令を遵守した適正な支払いなどについての誓約書（指定様式）を市に提出していただきます。

誓約書を提出されない場合、応札は無効となります。

また、低入札基準価格を下回る価格での契約件数に対しては、これまでと同様に保有技術者数に応じた手持ち制限を適用します。

(3) 手続きの流れ

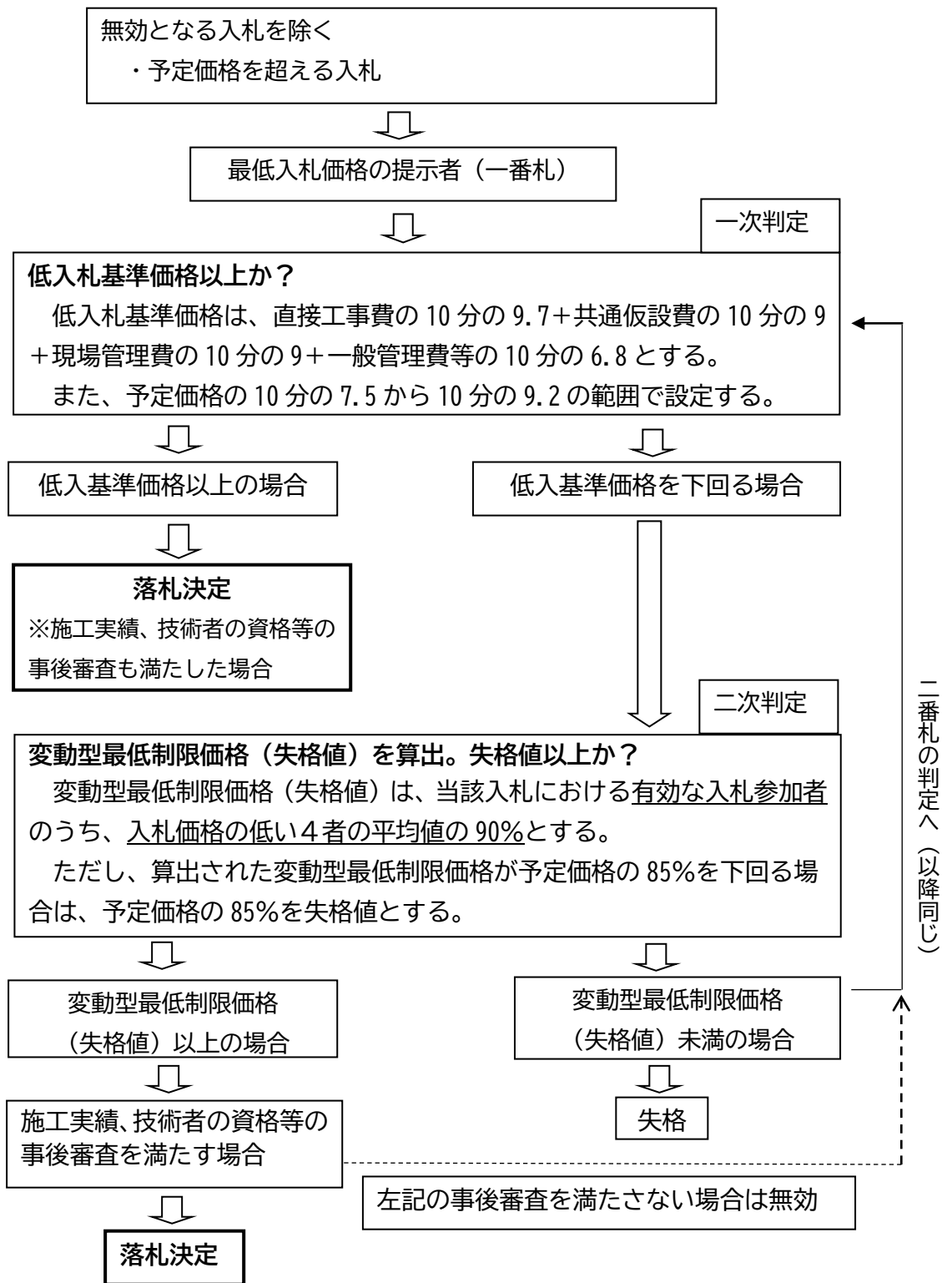
次のページ「変動型最低制限価格制度の手続きの流れの」とおりです。

なお、変動型最低制限価格制度の試行要領等につきましては、令和7年3月中旬を目途に、明石市ホームページの入札コーナーに掲載します。

2. 実施時期

令和7年4月1日以降の公告分から適用します。

〈変動型最低限価格制度の手続きの流れ（単価契約工事を除く）〉



- (注) ・有効な入札参加者とは、予定価格以内の入札参加者で、当該案件の入札参加要件に定める明石市入札参加資格者名簿への登録、地域区分、品質評価点、関係法令等の要件を満たしていることに加えて、入札額と内訳書の金額が一致している者をいう。
- ・有効な入札参加者が4者未満の場合は、予定価格の85%を最低制限価格とする。